教職課程履修の手引 [平成29年度入学生(171用)]

第1章 教職課程について

教育職員免許制度の意義

我が国の教育に関しては日本国憲法及び教育基本法に、また学校教育に関しては 学校教育法にそれぞれ定められている。

学校教育は、現代社会において教育の中心的役割を担っており、公の性質を有す る。従って学校教育職員は全体の奉仕者としての自己の使命を自覚し、その職責の 遂行に努めなければならない。

すべての生徒は学校教育での均等な教育を受ける権利を有しており、教員の人格 や教育的能力の差異によってもたらされる教育の不平等、被教育者の不利益はでき る限り排除されなければならない。それには教員の資質を一定水準以上に保持する ことが最低必要条件であることから、教員には、すべて相当の「教育職員免許状」 が必要とされている。

2 教師になるには

教師になるには、基礎資格を有し、免許法に定められた最低修得単位数を修得し て、教育職員免許状(教員免許状)を取得しなければならない。その上で都道府県 や私立学校が実施する教員採用試験に合格し、採用されることが必要である。

一種免許状の場合、基礎資格は大学(学部)を卒業することによって得られる。 教職課程(教員免許状取得のための課程)では、「教職に関する科目」、「教科 に関する科目」、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び 「情報機器の操作」を法律で定められた最低修得単位数以上修得し、教員免許状を 取得するための資格を得ることになる。

この教職課程の単位には、卒業に必要な単位に含まれないものもあり、また、 「教職に関する科目」(「教育実習」を除く)は隔年開講のものもあるため、1年 次から計画的に修得していくことが必要である。

そして、「理科」、「数学」及び「情報」の免許の取得を希望する者は、4年次 に「教育実習」において実際に教壇に立つことになるため、それまでに教職実践演 習以外の「教職に関する科目」の履修を終えておく。

教員免許を取得するにあたって

教職課程を履修し、教員免許状を取得するにあたっては、単なる資格取得と いうことを目的にしないこと。免許を取得することにより、「教師」という職 業に就くことが可能になり、同時に生徒を教育・指導する能力があるとみなさ れることになる。「教師」という職業と自分自身について真剣に考え、将来教 職を志望する者のみが教職課程を履修すること。

なお、卒業後に教職に就く意思の無い者は、各高校へ教育実習を申し込む際 に拒絶されるため、実習を受けることができない。

4 教員採用試験について

教師になるためには、教員免許状の取得と併せて教員採用試験に合格しなくてはならない。教員採用試験は、都道府県が行う公立学校教員採用試験と、私立学校が行う教員採用試験等がある。教師を目指す学生は、教職科目の履修のほか、採用試験の準備も平行して進めていく必要がある。教員採用試験は高倍率の難関であり、早期からの計画的な準備が必要である。

5 卒業後の教員免許状取得

学部在学中に教員免許状を取得せず、卒業後に免許状を取得する場合は、以下の手続きが必要となる。

- ①免許状取得に必要な単位を科目等履修生により取得する。
- ②必要単位が揃ったら、指定された証明書を大学に発行してもらい、住所地の都道府 県教育委員会に問い合わせた上で申請する。

なお、本学部の科目等履修生に入学できるのは、4月と10月のみであり、本学部の制度では、各月の前々月までに出願の手続をしなければならない。教育実習の科目等履修はできないので注意すること。

また、教員免許の関係法律は数年で改正されることが多く、在学時より、免許状取得のための科目や単位が増加することもあるため、可能な限り在学中又は、卒業後短期間に取得すること。

6 大学院の教員免許状取得

大学院では、「専修免許状」の取得が可能である。この場合、一種免許状を学部において取得し、さらに大学院において、指定の科目を 24 単位以上修得する必要がある。詳細は大学院入学後に配布の教職の手引きを参照。

専修免許は教員として採用後、一定の役職以上へ昇進する際に必要となる場合がある。

7 教員免許更新制について

平成19年6月の教育職員免許法の改正により、平成21年4月1日以降に授与される普通免許状及び特別免許状の有効期間は授与から10年後の年度末となる。免許更新は、有効期間の満了の2年以内に大学等で30時間以上の講習を修了後、教育委員会に申請して行う。

この法律の施行前に授与された免許状には有効期間の定めはない。教員は10年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならない。

免許状更新講習の受講対象者は教員(非常勤講師を含む)として勤務している者、 教員になる予定の者に限られる。ペーパーティーチャーは講習の対象にならないので、 教員になろうとするときに受講する。交付から 10 年以上経過して免許状が失効して も、受講によって有効性が回復する。

※ 略語について

本手引中、法令名等は次に掲げる略語を一部用いている。

- ・「免許法」・・・教育職員免許法
- ・「免許法施行規則」・・・教育職員免許法施行規則

第2章 工学部で取得できる教員免許状と必要な資格・ 単位

1. 本学部で取得できる免許状の種類と教科

学科	免許教科	種類
物質化学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科	理科 理科 工業	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
電子情報システム工学科	数学 数学 情報 工業	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
建築学科	工業	高等学校教諭一種免許状

当該免許状を取得できる学科の提供する「教科に関する科目」を修得しなければならない。

2. 免許状の取得のために必要な資格と単位等

(免許法第5条別表第1及び免許法施行規則第66条の6による)

		本大学において(修得することを	と必要とする最	齿 低単位数
免許状の種類	資格	免許法施行規則 第 66 条の 6 に定める科目	教科に関する 科目		教科又は教職 に関する科目
中学校教諭 一種免許状	学士の学位	日本国憲法(2) 外国語コミュニケーション(2)	20単位	3 2 単位	8 単位
高等学校教諭 一種免許状	を有すること		20単位	2 4 単位 立(「工業」は特	1 6 単位 例有り)

※()内は単位数

※中学校教諭一種免許状を取得する場合は介護等体験が 必要

第3章 修得すべき科目

教科により、免許の取得に必要な単位・科目が異なるので注意すること。 開設年度や学期等の詳細は、「共通教育履修案内」及び「工学部履修案内(2年 次以降配布)」を参照すること。

1 免許法施行規則第66条の6に定める科目 次の①~④はすべての免許種において必修である。

66 条の 6 に定る 科目・単位数	かる			左に該当	fする本学部の授業科目		
科目	必要 単位		科目名(カッコ内は科目区分)			単位数	対象 学年
①日本国憲法	2		教養科目	日本国憲	法 (社会科学群)	2	1年
②体育	2	共	教養科目	バレーボ (体育・	ール等 スポーツ群)	1	1年
(2) 14 H	Δ	通教育科	健康科学 科目	健康科学	・理論と実践	1	1 +
③外国語 コミュニケーション	2	科 目	外国語科目	フレッシュマン・アカデミック・イングリッシュ I , フレッシュマン・アカデミック・イングリッシュ II (英語)			1年
			物質化学科		プレゼンテーション演習	2	4 年
			電子情報シス 学科	ステム工	プログラミング言語 I	2	1年
○ 株 却 操 型	2	専	水環境・土Ζ	大工学科	数値計算法	2	3 年
④情報機器 の操作	又は 3	門科目	toto 1-4 >	,	┌ プログラミング基礎演習	1	2 年
			機械システク	3 上字科	数値計算プログラミング	2	2 年
			建築学科		設計基礎I	2	1年

- ①日本国憲法については、「日本国憲法」2単位を修得する。
- ②体育は、「健康科学・理論と実践」(卒業要件必修科目)及び体育・スポーツ群から、 各1単位(合計2単位)を修得する。
- ③外国語コミュニケーションは、外国語科目のうち英語を2単位以上修得する。(卒業要件必修科目)
- ④情報機器の操作は、各学科の上記の科目を2単位(機械システム工学科のみ3単位)修得する。
- ※①~④の単位は、卒業に必要な単位に算入される。(各学科の要件による。)

2 教職に関する科目

次の表にある「左の科目に該当する本学部の授業科目」を、必要な単位数修得すること。<u>「教職に関する科目」は、卒業に必要な単位にならないので注意すること。</u>

教職に関する科目の大半は松本キャンパス開講のため、<u>できる限り1年生のうちに修得し</u>、対象学年が「~4年」の科目であっても、教育実習・教職実践演習以外は遅くとも3年までに修得を終える。

r			める科目区分等	外は遅くとも3年までに10左に該当			授業科	·						
区分	区分 必要 単位	科目	各科目に含める 必要事項	授業科目名	単位 必修	立数 選択	対象 学年	備考						
第2欄	2	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服 務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機 会の提供等	教職論	2		1年							
				教育学概論	2		1年							
		・教育の理念並びに教育に関 する歴史及び思想	教育の思想と歴史		2	1~4年								
			学校教育の歴史と現状		1	1~4年								
			・幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程 (障害	発達と教育	2		1年	選択科目8科目のう						
第3欄	6	教育の基礎 理論に関する	の発達及び学習の過程(障害 のある幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の過程を	発達心理学概論		1	1~4年	ち「教育法学概論」「 教育経営学概論」「教						
分7 3 1 開		科目	含む。)	障害の理解と支援		2	1~4年	育行政学概論」の1 科目を含む <u>2単位選</u> 択必修						
				教育法学概論		2	1~4年	<u> 17, 2, 118</u>						
				・教育に関する社会的、制度	教育経営学概論		2	1~4年						
				的又は経営的事項	教育行政学概論		2	1~4年						
			#/	教育社会学概論		2	1~4年							
			・教育課程の意義及び編成の 方法	教育課程の編成法	1		1年							
				力法	理科指導法 I	2		2年	「理科」免許 中免必修					
				理科指導法Ⅱ	2		2年	高免必修						
				理科指導法特論	4		3年	「理科」免許 中免のみ必修						
				数学科指導法 I	2		2~3年	「数学」免許 中免必修						
	中免 12	拟去部印	・各教科の指導法	数学科指導法Ⅱ	2		2~3年	高免必修						
第4欄	• 高免	教育課程 及び指導法 に関する科目	・石鉄杯の担等伝	数学科指導法特論	2		2~3年							
	6 (※ 1)			数学科指導法演習 I	1		2~3年	「数学」免許 中免のみ必修						
			数学科指導法演習Ⅱ	1		2~3年								
			情報科指導法	4		3年	「情報」免許必修							
				工業科指導法	(4)		2~3年	※2 「工業」免許						
			 -	<u> </u> ·			 		・道徳の指導法	道徳教育の理論と実践	2		2~3年	中免のみ必修
			・特別活動の指導法	特別活動の理論と実践	1		2~3年							

	中免			教育方法論	1		2~3年	
	12 ・ ・ ・ を ・ を が指導法 に関する科目		・教育の方法及び技術(情報 機器及び教材の活用を含	学校教育と情報		2	1~4年	
			む。)		•		 	
	(※1)			教育方法特論		1	2~3年	
第4欄		11. Ct 140 Y	・生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導の理 論と実践	2		2~3年	
	4	生徒指導、 教育相談 及び進路指導	・進路指導の理論及び方法	キャリア教育の理論と実 践		2	1~4年	
	4	等に関する科目	・教育相談(カウンセリング に関する基礎的な知識を含	教育相談の理論と実践	2		1年	
			む。)の理論及び方法	教育相談特論		2	2~4年	
	中免 5			教育実習事前・事後指導	1		3~4年	
第5欄	· 高免	教育実習		中等基礎教育実習	4		4年	中免のみ必修
	3			高等学校教育実習	2		4年	高免のみ必修
第6欄	2	教職実践演習		教職実践演習(中・高)	2		4年	
中免	最低修	得単位数計			3 2			
高免	高免 最低修得単位数計						工業」は特	寺例有り)

※1 本学での必要修得単位数は第4欄は中免13単位、高免7単位。

※2 「工業」は教職に関する科目の履修方法について特例有り (次頁参照)。

●教科別・免許状取得のための「教職に関する科目」履修方法

(1) 理科

「教職に関する科目」を、最低必要単位数(中免:32単位、高免:24単位)以上修得する。教科指導法は「理科指導法 I(2単位)・理科指導法 I(2単位)・理科指導法 特論(4単位:中免のみ)」を修得する。最低必要単位数を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として算入することができる。

(2)数学

「教職に関する科目」を、最低必要単位数 (中免:32単位、高免:24単位)以上修得する。教科指導法は「数学科指導法 I(2単位)・数学科指導法 I(2単位)・数学科指導法 I(2単位)・数学科指導法 (2単位:中免のみ)・数学科指導法演習 I(1単位:中免のみ)・数学科指導法演習 I(1単位:中免のみ)」を修得する。最低必要単位数を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として算入することができる。

(3)情報

「教職に関する科目」を、最低必要単位数(24単位)以上修得する。教科指導法は「情報科指導法」を修得する。最低必要単位数を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として算入することができる。

(4) 工業

「工業」は、教職に関する科目について特例措置があり、「教科に関する科目」を、60単位以上修得できれば、「教職に関する科目」を履修しなくても免許の取得が可能である。なお、「教職に関する科目」を履修した場合は、免許状取得に必要な60単位のうちに算入される。

<免許法附則第11項>

別表第 1 の規定により高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する科目についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。

※上記のとおり「工業」の免許状は、「教科に関する科目」60単位(職業指導の4単位は必修)と、「日本国憲法」等の「免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位を修得すれば、「教職に関する科目」を履修しなくても取得できる。ただし、「教職に関する科目」は、教師として生徒の指導に当たる際の知識と方法について学ぶ科目であり、教員採用試験等の際に、「教職に関する科目」を履修していないことを問われることもあり、また、いずれの職業に就職した場合でも人を教育する能力は必要になるため、将来大いに役立つことから、この法令上の措置に頼ることなく、「教職に関する科目」を履修することが望ましい。

3 教科に関する科目

- ・「教科に関する科目一覧表」を確認し、原則、自分の所属する学科の免許状取得に 必要な科目の単位を修得する。
 - ただし、自分の所属する学科の「免許状の種類」以外の免許状を取得しようとする 場合は、当該免許状を取得できる学科の授業科目の単位を修得しなくてはならない。
- ・「理科」、「数学」及び「情報」の免許状の取得を希望する場合は、「教科に関する科目」の科目区分欄の科目ごとに、それに対応する「本学部の授業科目」を修得する。また、「教職に関する科目」と合わせた総修得単位数が 60 単位以上になるよう履修する。

「工業」の特例措置(前頁参照)を用いて「教職に関する科目」を「教科に関する科目」において代替しようとする場合は、「教職に関する科目」と「教科に関する科目」を合わせた総単位数が60単位以上になるよう修得する。

- ・例年、総単位数を満たしているが、区分ごとの最低修得単位の不足や必修科目未修 得により、免許が取得できない学生がいる。必ず学期ごとに免許に必要な単位の 取得状況を確認すること。
- ・上記の最低修得単位数を超えて履修した単位については、「教科又は教職に関する 科目」の必要単位に算入することができる。

【3年次編入学生】

高等専門学校

既修得単位のうち「教科に関する科目」として認定されるのは、4・5年次で修得した科目のうち10単位までに制限されている。

短期大学や専修学校

修得した単位は、「教科に関する科目」としては認定されない。

4年制大学

修得した単位でも、在学していた学科が中学校の理科、高等学校の理科、数学、工業又は情報のいずれかの教員免許を取得できる課程の場合のみ、認定される。それ以外の学科で修得した単位は認定されない。

教科に関する科目一覧表

<理科(中免)>

<埋料(「	中免) > 教科に関する科 (免許法施行規則に定める利	目 科目区分)		左に該当する本学音	『の授業	美科目		
免許状の 種類	科目	最低 修得 単位数	授業科目名 (題目名)	開講学科	必修	選択必修	選択	履修方法等
中一種免(理科)	物理学	1	基基統電基基構解力波量電材流熱光機機熱流電基基構解力波量電材流熱型学 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	物質化学科物質化学科物質化学科物質化学科 物質化学科水環境・土木工学科水環境・土木工学科水環境・土木工学科水環境・土木工学科水環境・土木工学科水環境・土木工学科は通数育科目) 大環境・土木工学科(共通教育科目) 大環境・土木工学科(共通教育科目) 大環境・土木工学科(共通教育科目) 大環境・土木工学科(共通教育科目) 大環境・土木工学科(共通教育科目) 大環境・土木工学科(共通教育科目) 機械システテムエエ学科 機械シスステテムエエ学科 機械シスステテムエエ学科 機械シスステテムエエ学科 機械シスステムエエ学科 機械シスステムエエ学科 機械シスステムエエ学科 機械シスステムエエ学科 機械シスステムエニ学科 機械シスステムエニ学科 機械システムエー学科 機械システムエー学科 機械システムエー学科 機械システムエー学科 機械システムエー学科 機械システムエー学科		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 1 2 2 2 2 2 2 2 2	●
	 物理学実験 (コン ピュータ活用を含 む。)	1	物理学実験物理学実験物理学実験	物質化学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科		1 1 1	2	 いずれか1科目 選択必修
	化学	1	物質化学 I 物理化学 I 物理化学 I 有機化化学 I 無機化化学 I 無機化化学 I 無機化化学 I 無機化化学 所 無機化化子分配化化化立个 一次 有機化化立个 有型 無機化化立个 有型 有型 生物化学 資習 有型 生物化学 資習 有型 生物化学 資習 有型 生物化学 資習 有型 生物化学 生物、 生物、 生物、 生物、 生物、 生物、 生物、 生物	物質化学科物質化學學科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科		2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 2 2 2 2 1 2 1	●、▲の内、いずれか1科目選択必修
	化学実験(コンピュー 夕活用を含む。)	1	物理化学実験 有機化学実験 無機化学実験 生物化学実験 分析化学実験 生物学 A	物質化学科 物質化学科 物質化学科 物質化学科 物質化学科 共通教育科目	1	2	1 1 1 1	〕▲ 〕●、▲の組み合
	生物学 生物学実験 (コン ピュータ活用を含 む。)	1	生物学 B 環境生態学 生物学実験 生物学実験 生物学実験	共通教育科目 水環境・土木工学科 物質化学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科		2 2 1 1 1		つけのいずれか 選択必修 いずれか1科目 選択必修 選択必修

<理科(中免)>

✓座件 (教科に関する科								
A 34-10 a	(免許法施行規則に定める利			左に該当する本学部	の授業	芝科 目			
免許状の 種類	科目	最低 修得 単位数	授業科目名 (題目名)	開講学科	必修	選択必修	選択	Ā	覆修方法等
中一種免(理科)	地学	1	地学概論 I 地学概論 II 土の力学 土の力学 演習 地下水工学 水文気象学 地圏環境学 地盤の力学 自然エネルギー利用学 地球資源論	物質化学科 (共通教育科目) 物質化学科 (共通教育科目) 水環境・土木工学科 水環境・土木工学科 水環境・土木工学科 水環境・土木工学科 水環境・土木工学科 水環境・土木工学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科 機械システム工学科		2 2 2 2	2 1 2 2 2] •]	●、▲、★の 組み合わせの いずれか 選択必修
	地学実験 (コンピュー タ活用を含む。) 「教科に関する科目」 の最低修得単位数	1	地学実験 地学実験 地学実験	物質化学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科 20単位		1 1 1		選択	*れか1科目 R必修 ほに関する科
	「教科又は教職に関する科目」として、上記の20単位 のほかに必要な単位			8単位				目」と	あわせて60単 になるよう履
	合計			28単位				115 7 W	0

<理科(高免)>

〈理科(「	司兄/ ク教科に関する科(免許法施行規則に定める利	目 科目区分)		左に該当する本学部	の授業	科目		
免許状の 種類	科目	最低 修得 単位数	授業科目名(題目名)	開講学科	必修	選択必修	選択	履修方法等
高一種免(理科)	物理学	1	基礎物理学Ⅰ 基礎物理学単 電機物類力学 学 選上 基礎 基礎 基礎 基礎 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本	物質化学科 物質化学科 物質化学科 物質化学科 水環境・土木工学科 水環境・土木工学科 水環境・土木工学科 水環境・土木工学科 水環境・土木工学科 (共通数育科目) 水環境・土木工学科 (共通数育科目) 水環境・土木工学科 (共通数育科目) 株械システム工学科 機械システム工学科 機械システム工学科 機械システムエニ学科 機械システムエニ学科 機械システムエニ学科 機械システムエニ学科 機械システムエニ学科 機械システムエニ学科 機械システムエニ学科 機械システムエニ学科 機械システムエニ学科 機械システムエニ学科 機械システムエニ学科 機械システムエニ学科		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 1 2 2 2 2 2 2 2 2	●
	化学	1	所物量物理化学 I I 有機化化学 I I 有機化化学学 I I I I I I I I I I I I I I I I I I	物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物的物物的物物的物		2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 2 2 2 2	●、▲の科目のいずれか↑科目選択必修
	生物学	1	生物学A 生物学B 環境生態学	共通教育科目 共通教育科目 水環境・土木工学科		2 2 2		●、▲の組み合わせのいずれか選択必修
	地学	1	地学概論 I 地学概論 II 土の力学 土の力学演習 地下水工学 水文気象学 地圏環境学 地盤の力学 自然エネルギー利用学 地球資源論	物質化学科(共通教育科目)物質化学科(共通教育科目)水環境・土木工学科水環境・土木工学科水環境・土木工学科水環境・土木工学科水環境・土木工学科水環境・土木工学科水環境・土木工学科機械システム工学科機械システム工学科機械システム工学科		2 2 2 2	2 1 2 2 2	●、▲、★の組み合わせのいずれか選択必修

<理科(高免)>

Φ=₩₩	教科に関する科 (免許法施行規則に定める系				左に該当する本学部	の授業	科目		
免許状の 種類	科目	最低 修得 単位数	授業科目名((題目名)	開講学科	必修	選択必修	選択	履修方法等
高一種免(理科)	物理学実験 (コン ピュータ活用を含 む。) 化学実験 (コン ピュー タ活用を含む。) 生物学実験 (コン 生物学実) 生 コン 生 コン 生 コン また コン また コン と また コン と カン と カン と カン と カン と カン カン カン カン カン カン カン カン カン カン カン カン カン	1	物理化学等等等等的人物的人物的人物的人物的人物的人物的人们,但是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个		物質化学科 物質化学科 物質化学科 物質化学科 物質化学科 物質化学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科 物質化学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科 物質化学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科 機械システム工学科 機械システム工学科		1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1	いずれか1科目選択必修
	「教科に関する科目」 の最低修得単位数				20単位				「教職に関する科目」
	「教科又は教職に関する科目」として、上記の20単位 のほかに必要な単位				16単位				とあわせて60単位以上になるよう履修する。
	合計				36単位				

<数学(中免・高免)>

免許状の	教科に関する科 (免許法施行規則に定める和			左に該当する本学部の授	受業科	1		
種類	科目	最低 修得 単位数	授業科目名(題目名)	開講学科	必修	選択必修	選択	履修方法等
中一種免 (数学) 高一種免	代数学	1	線形代数学Ⅱ 数理論理 情報数学	電子情報システム工学科	2		2 2	
(数学)	幾何学	1	応用数学Ⅱ 応用数学Ⅲ	電子情報システム工学科	2		2	
	解析学	1	応用数学 I 解析学 基礎数学	電子情報システム工学科	2		2	
	「確率論,統計学」	1	確率・統計 待ち行列理論 数理決定論	電子情報システム工学科	2		2 2	
	コンピュータ	1	コンピュータアーキテクチャ インテリジェントシステム 基礎論理回路	電子情報システム工学科	2 2		2	
	「教科に関する科目」 の最低修得単位数		2	0単位				
	「教科又は教職に関する 科目」として、上記の20		1	6単位				「教職に関する科 目」とあわせて60単
	単位のほかに必要な単位		8単位(中免の	のみ取得の場合)				位以上になるよう履 修する。
	合計		36単位					
	Пы		28単位(中免	のみ取得の場合)				

<情報(高免)>

<情報(奇咒/ /							
A ⇒halls on	教科に関する科 (免許法施行規則に定める科			左に該当する本学部の授業	科目			
免許状の 種類	科目	最低 修得 単位数	授業科目名(題目名)	開講学科	必修	選択 必修	選択	履修方法等
高一種免 (情報)	情報社会及び情報倫理	1	デザインプロジェクトⅠ デザインプロジェクトⅡ	電子情報システム工学科	2 2			
	コンピュータ及び情報 処理(実習を含む。)	1	アルゴリズムとデータ構造 オペレーティングシステム コンピュータ・デバイス ヒューマンコンピュータインタラクション プログラミング言語 I プログラミング言語 I 信号処理 組込システム I アルゴリズム基礎 応用プログラミング言語 施理回路設計	電子情報システム工学科	2 2		2 3 3 3 2 3 3	
	情報システム(実習を 含む。)	1	コンパイラ データベース	電子情報システム工学科	3		3	
	情報通信ネットワーク (実習を含む。)	1	コンピュータネットワーク 情報セキュリティ 分散コンピューティング 通信工学	電子情報システム工学科	2 2		3 2	
	マルチメディア表現及 び技術(実習を含 む。)	1	コンピュータグラフィックス メディアプログラミング 画像処理	電子情報システム工学科	2		2	
	情報と職業	1	電子情報職業論	電子情報システム工学科	2			
	「教科に関する科目」 の最低修得単位数			単位				「教職に関する科
	「教科又は教職に関する科目」として、上記の20単位 のほかに必要な単位		16甲位					目」とあわせて60単 位以上になるよう履 修する。
	合計		36	単位				

<工業(高免)>

	教科に関する科 (免許法施行規則に定める科			左に該当する本学部σ	授業科	斗目		
免許状の 種類	科目	最低 修得 単位数	授業科目名(題目名)	開講学科	必修	選択 必修	選択	履修方法等
高(工業)	工業の関係科目	1	物電水機建化電水も建化化無電無光先物プ触有分分生生遺微反酵バ基電電電電工工電半電自電半電誘電電電パに電電情デ符情応応構構構地地空建水水水水質で大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で	物電水機建物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物物		1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2	2 1 2 2 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	所属学科のの可以外のの可以外のの可以外のの可以外のの可以的的。

<工業(高免)>

<工業(高免) > 教科に関する科目 (免許法施行規則に定める科目区分)			左に該当する本学部の授業科目					
免許状の 種類	科目	最低 修得 単位数	授業科目名(題目名)	開講学科	必修	選択必修	選択	履修方法等
高一種免(工業)	工業の関係科目		水環上河景橋交空地土土防建地鋼コ交都水土工工工制材機機計電制メ材材機熱流制機機機機機工機プ数最材植機塑計熱環流伝口精知人最工工工材保建建建保境下川観梁通間盤木木災設盤構ン通市環木業業業御料構械測気御力料料械力体御械械械械機工機プ数量目標 1 「「「「「「「」」」」」 「「」」」 「」 「	水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水			2 2 2 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

<工業(高免)>

\ ⊥未 ()	教科に関する科目 (免許法施行規則に定める科		左に該当する本学部の授業科目					
免許状の 種類	科目	最低 修得 単位数	授業科目名(題目名)	開講学科	必修	選択必修	選択	履修方法等
高(工業)	工業の関係科目	1	建建鉄建建建建建建建建工工建建現プププデ現イインに ・ 大学の大学・デザイトを発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を	建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建建			2 2 2 2 2 2 1 2 2 2 2 1 2 2 2 1 2 2 2 1 2 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1	
	職業指導	1	美術・デザイン史 職業指導	建築学科 学部共通科目	2		2	
	「教科に関する科目」 の最低修得単位数	最低修得単位数 - 又は教職に関する科 して、上記の20単位 16単位			「教職に関する科目」と			
	「教科又は教職に関する科目」として、上記の20単位 のほかに必要な単位				あわせて60単位以上になるよう履修する。			
	合計			36単位				

4 教科又は教職に関する科目

(1) 「教科又は教職に関する科目」としてのみ開講している科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	単位 必修	立数 選択	対象 学年	備考
	現代社会と子どもの学習		2	1~4年	卒業要件外 H24年度より「教科又は教職 に関する科目」として開講
数式(寸)计数啦() z 目(十 z 式) 日	介護等体験の意義と実際		1	2~3年	^{中免のみ必修} 卒業要件外
教科又は教職に関する科目	ノーマライゼーションとバリアフリー		2	1~4年	卒業要件外
	コミュニケーションの障害と学習		2	1~4年	卒業要件外

- ※上記授業科目は「教職に関する科目」又は「教科に関する科目」に算入することはできないので注意すること。
 - (2) 「教職に関する科目」、「教科に関する科目」については、それぞれの最低修得単位数を超えて修得した単位を「教科又は教職に関する科目」に算入することができる。

第4章 教育実習・介護等体験について

1 教育実習参加資格 (「工業」は対象外)

「理科」、「数学」及び「情報」の免許状取得希望者で、以下の条件を全て満 たすことが必要である。

- (1) 卒業後、教職に就くことを強く希望している者
- (2) 教員免許状取得のために必要な単位を全て修得できる見込みの者
- (3) 卒業研究に着手している者
- (4) 健康状態に支障のない者
- 2 介護等体験対象者

中学の「理科」「数学」免許状取得希望者のみ。(高校の免許状取得希望者は不要)

3 介護等体験・教育実習のスケジュール

介護等体験・教育実習に参加するためには、事前指導への出席や教育実習を希望する学校(出身高校)へ、実習の依頼等をすることになる。以下に手続きの概要を示す。

			1	!
		学生	教育実習先の高校	大学
2年	2~3月(予定)	介護等体験の意義と実際 (集中講義)		介護等体験の意義と 実際(集中講義)
3 年	4 月	3 年次ガイダンス 教育実習希望校(出身校)へ申込	受け入れの可否を 判断して内諾する	3年次ガイダンス
	5月	教育実習希望校(出身校)の内諾 を得て、書類を大学へ提出	大学へ内諾の連絡	実習校へ受け入れ依頼
	7月	介護等体験事前指導		介護等体験事前指導
	8月頃	実習校を訪問する 介護等体験(7日間·2月まで)		
	10 月頃	教育実習事前指導		教育実習事前指導
	随時	各自で実習校・担当教員と連絡 を取り、実習の打ち合わせ	学生と教育実習の 打ち合わせ	
4 年	4月	4年次ガイダンス 教育実習事前指導 実習校と事前打ち合わせ	事前打ち合わせ	4 年次ガイダンス 教育実習事前指導 実習校へ書類を送付
	5~9月	教育実習	教育実習	
	10 月	教育実習事後指導		教育実習事後指導
	•	•	•	•

日程・手続等の連絡は全て掲示によるので注意すること。

教育実習についての詳細は、3・4年次の教職ガイダンスの際に説明する。ガイダンスは、「教育実習事前・事後指導」の一部のため、必ず参加すること。

介護等体験についての詳細は、介護等体験の意義と実際、3年次の教職ガイダンス、 介護等体験事前指導の際に説明する。

第5章 教員免許状の申請手続きについて

教員として採用される場合、前年度末までに教員免許状を取得しておく必要がある。

教育職員免許状は、教育職員免許法にしたがい、都道府県の教育委員会(免許状 授与権者という)に申請することにより授与される。いずれの教育委員会から交付 される免許状も、全国共通の効力を有する。

免許状の申請には一括申請と個人申請がある。一括申請は、大学が免許状取得見込者の申請書類をとりまとめて、長野県教育委員会へ申請を行うことであり、卒業式の当日に免許状が授与される。

所定の期日(12~1月頃 掲示により指定)までに申請書類を提出した学生に限り、一括申請を行っている。 一括申請をしないと、卒業時に免許状が交付されないため、教員採用内定者は4月に教員に就任することができなくなるので特に注意すること。

個人申請は、卒業後随時、住所地の都道府県教育委員会に申請を行う。その場合には「学力に関する証明書」が必要となるので、学務係へ申し込む。

教職関係相談窓口

教職課程に関する疑問点については、下記まで相談してください。

【 1 年 生 】

全学教育機構教職支援センター

所在地:松本キャンパス 全学教育機構南校舎2階

kyoushoku.shinshu-u.ac.jp/kyoushoku/cms/

【2年以降】

信州大学工学部 学務係窓口

所在地:長野(工学)キャンパス E3棟1階

教職相談室 開講曜日・教室等は掲示板でお知らせします。